

【医師が記入した登校許可証が必要な感染症】

下記の感染症は、「福生市立小・中学校児童・生徒学校感染症登校許可証明書兼請求書」に福生市医師会加入の市内医療機関で医師の証明をもらい、登校する際に学校に提出していただきます。用紙は学校にありますので、診断を受けたら速やかに学校にご連絡ください。（福生市のホームページからダウンロードもできます。）

※福生市医師会に加入していない医療機関及び福生市以外の医療機関での証明は自己負担となります。

病名	出席停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで